

市民社会と自己限定革命-アンドリュー・アラトーの ポーランド民主化運動論再考-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学文学部心理社会学科 公開日: 2015-04-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大畑, 裕嗣 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/17183

〔原 著〕

市民社会と自己限定革命

—アンドリュー・アラトのポーランド民主化運動論再考—

大畑 裕嗣

要 約

本稿の目的は、アンドリュー・アラトのポーランド民主化運動論を検討することによって、1980年代ポーランドにおける「市民社会復権」の理論的意義を再考することである。日本では、アラトは主に『市民社会と政治理論』の共著者のひとりとして知られている。ポーランド民主化運動に関するアラトの一連の論考と新しい型の市民社会論を理解するうえで、それらの重要性は、ほとんど看過されている。これらの論考の要点の再構成を通じて、東欧革命前とその渦中のポーランドにおける「自己限定革命」と「市民社会」との複雑で動的な関連布置が明らかになる。ポーランド民主化運動の核心的論点は、自己限定的な社会運動として組織された市民社会のよりいっそうの自己組織にあることが示される。同時に、この論議は、1980年代における「市民社会復権」と新しい型の市民社会論の理論的定式化をめぐる、いささか逆説的な状況に光を当てるものである。

キーワード：市民社会、自己限定革命、民主化運動

1 はじめに——東欧革命とアンドリュー・アラト

筆者は以前の論文(大畑 2010, 2011a)で「1980年代末から90年代初頭にかけての東欧革命をひとつの契機として新しい型の市民社会論が提起されはじめた」のを前提として、そのような市民社会論をめぐるクリシャン・クマー(Kumar 1993, 1994)とクリストファー・ブライアント(Bryant 1993)の論争を手がかりに、そこから生じる「国家と市民社会の関係のとらえなおし」について論じた。ところが、この論文に対する個人的批評のあるものに接するうちに、前提とした「東欧革命を契機とする新しい型の市民社会論の提起」の部

分から問題にしなければならないのではないかと考えるようになった。この前提が述べていることが実際にあったのは、だいたい認められているにしても、東欧革命の中から(より正確に言えば「東欧革命へ至る過程において、またその中で」)、どのようにして「新しい型の市民社会論」が生まれしてきたのか、その市民社会論がどんな意味で「新しい」と言えるのか(さらに言えば、本当に「新しい」と言えるのか)についての私たちの理解は、まだあいまいである。

たとえば、市民社会という複雑な概念に関する、新しくわかりやすい概説書、教科書として認められつつある植村邦彦(2010: 270-278)の「東欧

革命と「市民社会」の再定義」の部分を見てみよう。植村は、ジョン・エーレンベルク（Ehrenberg 1999=2001）の論議に依拠しつつ、東欧で市民社会概念が「社会主義体制への批判」として用いられはじめた起点として、レシェク・コワコフスキによる（初期）マルクスの「市民社会」概念を援用した、「マルクス主義」政党と「社会主義」国家権力による全体主義的支配の批判を挙げる。植村によれば、コワコフスキが1970年代に行ったこのような研究の影響下にポーランドのアダム・ミフニクのような活動家が、1980年代において「市民社会」をキーワードとする民主化運動を推進した。さらに1985年以降のソ連のペレストロイカもあいまって、東欧全域における「国家と市民社会の抗争」が可視化され、それが1989～90年の東欧革命へとつながった。東欧革命は西欧にも大きな衝撃を与え、ユルゲン・ハーバーマス（Habermas 1990=1994：xxxvii）は、1990年に『公共性の構造転換』新版の序言でそれを「市民社会の再発見」と表現した¹。このようなハーバーマスによる「市民社会概念の最導入」がジーン・コーエンとアンドリュー・アラトーの『市民社会と政治理論』（Cohen and Arato 1992a）にみられるような市民社会論にも影響を与えた。しかし、いったん体制転換が行われた後の東欧の「市民社会」は「政権を支える政党」に転換するか、「消滅」していく。

やや長過ぎるパラフレーズになってしまったが、以上のような「東欧革命と「市民社会」の再定義」の叙述は、明快に見えるにもかかわらず、

実は非常に論争的なものである²。ここでは、とりあえず東欧革命と市民社会に関して3点、その中でのアラトーの市民社会論の位置づけに関して1点指摘しておく。

第1に、コワコフスキの一連の先駆的研究の影響力は当然認めるべきだとしても、1980年代のポーランドにおける「市民社会」の問題化を、初期マルクスの市民社会論再解釈に基づく定式化のみから説明できるのかを問いたい。

第2に、植村の叙述は、1980年代のポーランドの市民社会論において重視された「自己限定革命」や「二重権力」について明示的にはふれておらず、これらの概念ないしビジョンが新しい型の市民社会論の形成の中でどんな役割を果たし、お互いにどのように位置づけられたかがわからない。

第3に、エーレンベルクの市民社会論に依拠していることにもよるのだろうが、東欧革命の中で見られた市民社会論に対する最終的な評価が比較的低い。植村は、「東欧で再建されたのは「市民社会」ではなく——資本主義なのである」（Ehrenberg 1999=2001：273-274）とするエーレンベルクを引いた後に、前述したように、東欧市民社会の政権与党への転換や消滅、つまり、当初与えられていた「市民社会」の概念に該当する実体の喪失を指摘している。植村が指摘するような変化が生じたことは間違いないが、なぜそのような変化が生じたのかを問い、またそのような変化の中で見失われた、今日では忘れられている市民社会（論）の可能性があったとしたら、どのよう

1 序言のこの部分でハーバーマスは、「国家社会主義体制の批判者たちが、全体主義による政治的公共圏の破壊にたいして加えた批判」にふれているが、それに関しハンナ・アレントの全体主義概念が果たした役割にも言及し、またクラウス・オッフエヤジョン・キーンのような西欧の市民社会論者の業績にも注意を促している（Habermas 1990=1994：xxxvii-xi）。

2 この論争性は、おそらく植村（2010）による市民社会論の全体的価値評価に関わるものと思われる。この点に関する論議は本稿の目的を大きく超えてしまうことになるので、この程度の指摘にとどめておく。

なものだったかを、当時の論議の文脈を再構成しつつ考え直してみることも必要なのではないか。

第4に、本稿が直接的に扱う、東欧民主化に関するアラトーの市民社会論の問題がある。アラトーがコーエンと同様にハーバーマスの影響を受けたのは確かだとしても、アラトーは1990年の「公共性の構造転換」新版序言より以前の、1980年代初頭からポーランドの民主化と市民社会論に関する一連の論考を発表している。それらの論考は、東欧革命を契機とする新しい型の市民社会論の形成過程を理解するうえで重要であるが、前述の植村の叙述はその点についてはふれていない。実は、アラトーのこれらの一連の論文を読み解いていくことで、ここであげた第1から第3の疑問に、ある程度、答えることができる³。

よって、本稿の目的は、アラトーのポーランド民主化運動論を検討材料として、1980年代ポーランドにおける「市民社会復権」の意義は何であったかを再考することにある。東欧革命が「もうずいぶん昔のこと」に感じられ、現代史における抗議と蜂起の堆積の中でほこりをかぶって忘れかけられているかにみえる2010年代現在、その中から受け継いで行くべきものは何なのかを考えてみたい。以下、アラトーの全体的な仕事の流れと、その中でのかれの問題関心の連続性と現実に対応した変化の双方を確認した(2)後、論文集『ネオマルクス主義から民主的理論へ——ソビエト型社会の批判理論に関する論集』(Arato 1993) (以下、『民主的理論』)の第Ⅱ部「市民社会の隆盛と民主的理論」に収められた、ポーランド民主化運動論に関する主要な論文を発表年代順に検討していく。

まず、1980年代初頭の論文に基づき、同時期のポーランド民主化運動の中から「市民社会」「自己限定革命」「二重権力」などの鍵概念がなぜ提起され、これらの概念がどのように結びつけられたかという、東欧型市民社会論の基礎的枠組の形成過程を検討する(3)。次に、1980年代中頃の論文に基づき、民主化運動の展開と運動をめぐる外部的状況の変化の中で、1980年代初頭のような「自己限定革命」／「市民社会」の基本構図を守っていくのが困難になること、それをアラトーは「運動に生じてくる「戦略上のあいまいさ」」の問題としてとらえていたことを論じる(4)。最後に、東欧革命が生起する1980年代末から90年代初頭の論文の読み解きを通じ、革命の進行の中で「自己限定革命」の理念が実質的に否定されていくこと、それと軌を一にして、状況から一定の距離をとる「理論としての市民社会論」の「一般化、総合化」が強調されていくことを検討する(5)。以上のような検討に基づき1980年代のポーランドにおける「市民社会論復権」の理論的意義を再考する(6)。

2 アラトーの仕事はどう理解するか

アンドリュー・アラトーは、1944年、ハンガリーに生まれた後、アメリカ合衆国で育ち学んだ社会・政治理論家である。日本では、前出『市民社会と政治理論』の共著者のひとりとして言及されることが多い。たとえば栗原彬(1996: 68-69, 81-82)は同書でコーエンとアラトーが「新しい社会運動の自己定義・自己理解としての市民社会論」を示したとし、「市民社会を創出する市民運動が、自己限定的ラディカリズムになる必要がある」とい

3 本稿とは視角を異にするが、栗田宣義(1993: 105-125)はアラトーの業績も参照しつつ、ポーランドの「激突政治」に関する計量的分析を行っている。

う主張がなされた点を重視する⁴。新しい型の市民社会論と「自己限定的ラディカリズム」への関心は、1990年代以降の栗原社会学の展開（杉山2008）を考えるうえで大切なポイントのひとつであるが、栗原は「自己限定的ラディカリズム」とは、もっと詳しく言うところのような考え方であり、アラトーがどのような過程を経てこの考え方に到達したかについては、ここではふれていない。また形野清隆（2000）は、アリストテレスからホッブズ、ロックを経てスコットランド道徳哲学、ヘーゲルに至る「市民社会」の概念史から論を起し、次いでハーバーマスの公共圏論にふれつつ、このような思想・理論の系譜の中にコーエンとアラトーの市民社会論を位置づけるというやり方で整理をしている。

たしかに『市民社会と政治理論』に的をしぼるならば、栗原の理解、形野の整理は適切かもしれない。同書の序文は、「西欧」自由民主体制における市民社会概念の位置づけから始まる。まずふたつの通念が示される。ひとつは、市民社会は西欧ではすでに実現しており、それゆえ市民社会概念は西欧社会の諸問題を批判的に検討するうえではほとんど役に立たないというものである。もうひとつは、市民社会概念は近代初期の政治哲学に属するもので、この哲学は今日の複雑な社会には当然当てはまらないというものである。これらふたつの通念に対して、コーエンとアラトーは、市民社会概念は、現代の西欧において行政と経済の仕組みの論理によって脅かされている領域を指し示すものであり、民主主義をさらに発展させるうえで有益だと抗弁する（Cohen and Arato 1992a:

viii）。「経済と国家のあいだにある社会的相互作用の領域であり、とりわけ、親密圏（特に家族）、アソシエーション（特にボランティア・アソシエーション）の領域、社会運動、公開的コミュニケーションの様式からできている。」（Cohen and Arato 1992a: ix）これが、かれらによる市民社会の「作業的定義」（論を進めていくにあたってのとりあえずの定義）である。

このような『市民社会と政治理論』のスタイルに乗ってしまえば、著者たちの「作業的定義」をひとまず受け入れたうえで、議論の流れを追い、その妥当性を検討するというのが、まっとうな読み方ということになるだろう。ただ、本稿ではそうはしないで、アラトーの市民社会論が、どのような具体的な世界史的現実との対峙、対決の中で、どのような実践的課題を刻印されつつ、だんだんと作り上げられていき、どのような契機の下に当面の実践的課題とは一定の距離をおく「理論」となったかをみる。

そのためには、最近なされつつある、『市民社会と政治理論』だけに限定されない、アラトーの仕事の全体的な評価が参考になる。アラトーに捧げられた記念論文集『批判理論と民主主義』の編者たち（Peruzzotti and Plot 2013:1-2）に従えば、アラトーの研究の展開は次の(1)～(4)の時期に分けてみることもできる。

(1)フランクフルト学派の批判理論と「西欧マルクス主義」（特にルカーチ）への関心に特徴づけられる30代の研究。この時期の著作としては、『フランクフルト学派基本文献集成』（アイク・ゲブハルトとの共編、1982年）と『若きルカーチと西

4 後の引用箇所でも栗原が参照しているのは『市民社会と政治理論』の原型の一部とみなしうる論文（Cohen and Arato 1992b）である。

欧マルクス主義の誕生』（ポール・ブレインズとの共著、1979年）がある。

(2)後期ソビエト型社会論を研究し、特にソ連・東欧の変革に関する論文集の編集に携わった1980年代から1990年代初頭。この時期の著作としては、いずれもフェレンク・フェファーとともに編集した『ゴルバチョフ論争』（1989年）と『東欧の危機と改革』（1991年）がある。

(3)今日、知られているような新しいタイプの「市民社会論者」として登場する1990年代。この時期に、フランクフルト学派の中でもハーバーマスの仕事への関心を強く示す。この時期の著作が、ともに前出の『市民社会と政治理論』（1992年）と『民主的理論』（1993年）である。ハーバーマスの思想の関心は、マイケル・ローゼンフェルドと共編の『ハーバーマスにおける法と民主主義——批判的意見交換』（1998年）として結実した。

(4)20世紀から21世紀にかけての転換期における「政治の基礎づけと政体形成」(political foundation and constitution making)の過程への取り組み。具体的に扱われるのは、東欧の「自己限定」革命とアメリカのイラク戦争・占領による「外部注入」革命である。前者に関する著作としては『市民社会、政体、正統性』（2000年）、後者に関しては『占領下の政体形成』（2009年）がある。

ただ、このようにまとめてしまうと、あたかも、アラトーの関心が、西欧マルクス主義・フランクフルト学派からソビエト型社会論へ、さらに市民社会論と「政体形成」の問題へと時代の流れに合わせるように移り変わってきた面だけが浮き彫りにされてしまう。アラトーの仕事にそのような変化が見られることは確かであるが、その反面で、アラトーが行ってきた諸研究には、最初期から一貫して変わらない問題関心も見えてとれるのであ

る。(4)期の研究については別稿で検討する予定なので、ここでは(1)期から(2)期にかけてのアラトーの関心の連続性、また(2)期と(3)期の業績の実質的な重複性に注意を促しておく。

すでに述べたように、アラトーの当初の関心は、ルカーチとその影響を受けたフランクフルト学派にあった。ゲブハルトとともに編集した『フランクフルト学派基本文献集成』は、アドルノ、ベンヤミン、フロム、ホルクハイマーら、フランクフルト学派第一世代の代表的な論文を、「政治社会学と政治批判」「倫理理論と文化批評」「方法論的批判」の三部構成に配列したものである。

この中で、アラトーは、フレデリック・ポロックの「国家資本主義」やホルクハイマーの「権威主義的国家」を収めた第I部「政治社会学と政治批判」の解題を書いている。アラトーは、この解説を、ことフランクフルト学派第一世代の政治社会学に関する限りでは、かれらが「学派」と呼ぶような知的・制度的統一性を維持していたのは、アメリカ亡命下の『社会研究誌』刊行期という一時的な現象だとする限定から書き始める。そのうえでこの時期のフランクフルト学派に対する自らの関心の焦点は、「(1)今日、批判理論（1930年代においては、この言葉はマルクス主義一般の通称であった）と呼ばれるようになったものの、政治的起源とそれが形成されていく文脈を描きだしたい、(2)このような文脈の分析と批判的評価を通じて再構成した理論を示したい」（Arato 1978: 3）という2点にあることを提示する。アラトーがフランクフルト学派（第一世代）に対してとった、このようなアプローチはまた、アラトー自身の「理論」（市民社会論）を理解するうえでの正道でもあるのではないか。

アラトーは、フランクフルト学派の批判理論は、

ホルクハイマーが定式化した「権威主義的国家」の問題に、ファシズムの経験とリベラリズムとの関係という両面から迫ろうとするところから生まれたとみる。この時点ですでに、「権威主義的国家」概念にソ連という国家をどのように関係づけるべきか（Arato 1978：16）というアラトーの問題意識は明確に示されている。このような(1)期のフランクフルト学派の「権威主義的国家」論に対する関心から、(2)期のベレストロイカの進行下における後期ソビエト型社会論への関心、すなわち「ソビエト型社会の批判理論が可能か、もしそうだとしたらいかにして可能か」（Arato 1993：ix）を問い、ソ連において改革的傾向がなぜ生じたか（Arato 1989：5）を問題にするまでの距離は、ほんの一步である。

また(2)期の後期ソビエト型社会論と(3)期の市民社会論のあいだに、単純な意味での断絶とか不連続があるとも言いきれない。たしかにアラトーの論文集の題名自体が、自身の「ネオマルクス主義」から「民主的理論」（言いかえれば、市民社会論）へ向けての転換を示しているかのように見える。同書の序文でアラトーが書いているように、同書の第Ⅰ部「西欧マルクス主義とソビエト型社会」に収められた諸論考は、「社会運動との間の生き生きとした感じを見失ってしまった」ゆえに、本稿で主に扱うことになる第Ⅱ部「市民社会の隆盛と民主的理論」に収められた諸論考、すなわち、東欧の民主化運動の経験の中から生まれた「市民社会という概念をめぐる構築された民主主義理論」が書かれることになったというストーリーは、いかにもありそうなことのようにも思える。しかし実際は、アラトーはすでに(2)期の『ゴルバチョフ論争』の序文でポーランド民主化運動が示している「市民社会の再建、『上から』の改革から『下

から』の改革に向けての改革主体の変化」（Arato 1989：4）に注意を促している。また『東欧の危機と変革』にアラトー自身が寄稿した「社会理論、市民社会、権威主義的社会主義の転換」は、そのまま『民主的理論』に第12章として収められている。

以下、3～5節では、このようなアラトーの一貫した問題関心の所在を念頭に置きつつ、『民主的理論』第Ⅱ部に収められたポーランド民主化運動に関する論考を発表時期順に検討して、アラトーの「市民社会論」がどのようなプロセスで、どのようなものとして形成されていったかを明らかにする。

3 1980年代初頭——「自己限定」的な社会運動と市民社会

『民主的理論』第Ⅱ部の最初に収められた双生児的な題名を付された2篇の論考、「市民社会对国家：ポーランド1980-81」（第8章）と「帝国对市民社会：ポーランド1981-82」（第9章）の、前者は『テロス』47号（1980-81年春号）に、後者は同誌50号（1981-82年冬号）にそれぞれ発表された。論文表題に示された時期と論文の発表時期の近接性だけからも想像がつくように、この2篇は、1980年の独立自主管理労組「連帯」（以下、「連帯」）の正式結成から1981年末の戒厳令の布告とその後の「連帯」の弾圧に至るまでの激動期のポーランドに関する社会学的な現状分析と情勢報告とみなされるべきものである。この2篇でアラトーは当時のポーランドと西欧におけるポーランド社会主義と「連帯」の評価に関する政治的争点に包括的に言及し、詳しい分析を行っている。しかし、本稿では、当時の政治的争点よりもむしろ、この2篇にストレートに示されている東欧型市民

社会論と「自己限定」革命の当初的な考え方に絞ってアラトーの記述を見ることにする。

なお、この2篇のタイトルはインパクトがありすぎ、タイトルが一人歩きして、俗説に適合した誤ったイメージを生み出してしまう可能性もないとは言えない。いわば、1980年から1981年のポーランドにおいては、「連帯」という「市民社会」と社会主義的「国家」とのあいだの対抗関係が高まり、さらに1982年にかけては「市民社会」である「連帯」は、ポーランドの変革に介入しようとしたソ連という「帝国」との対決を余儀なくされていく、というような。当時のポーランド情勢にそのような側面があったことは否定できないが、一般的に言って、世界の至るところで進められてきた、また進められている民主化運動の適切な把握は、その手の活劇調の記述になじむものでもなく、アラトーがこれらの論考で中心的に論じようとしている「自己限定」革命の意義と逆説はそのようなところにあるのでもない。

3-1 「市民社会」「二重権力」「自己限定革命」

ポーランドの民主化運動の特徴に関しては、すでに1970年代末においてコワコフスキに依拠したジャック・ルブニクにより「修正主義の終焉と市民社会の再生」という評価がされていたという。しかし、さらに注目すべきであるのは、1980年代初め、ポーランドの変化を反映すべく、Zivilgesellschaftという用語がドイツの理論家たちによって定式化された点にある⁵ (Arato 1993:172)。「ブ

ルジョア社会」と同義で用いられるbürgerliche Gesellschaftとは異なった意味での「市民社会」をあらわす用語への要請は、ポーランドにおける「連帯」の出現をまって初めて現実のものとなったのである。

ポーランドの「市民社会」をとらえるうえで鍵概念とされたのは、国家と社会運動（ないしは市民社会）の関係を「二重権力」として把握する考え方⁶、そして「二重権力」状況を現出させる「自己限定革命」という変革運動の自己規定であった。しかし、これら「二重権力」「自己限定革命」といった概念には、状況によってその意味内容が揺れ、論者によって異なったニュアンスで用いられる内在的な複雑性がともなっていた。アラトーは、「二重権力」概念に関して、ポーランド内部のとらえ方と西欧的な把握の仕方のあいだに違いがあったことをまず指摘する。

ポーランドの思想史的文脈においては、「二重権力」という用語はまずドルフ・パーロによって採用された。パーロが「二重権力」という用語で意味していたのは、ロシア革命におけるモデルであって、資本主義的な国家権力の中で、新たな社会主義的国家-社会をめざすボリシェヴィキのヘゲモニーが成立していく状況を指すものであった。アラトーは、このような意味での「二重権力」モデルは、1970-80年代の東欧民主化運動にとっては、まったく不適切であると評価する (Arato 1993:185)。その後、1970年代末に、チェコスロバキアのイジ・ペリカン (Jiří Pelikán) によっ

5 アラトー (Arato 1993:172) は、Zivilgesellschaftという造語を、R.Fenchel and H.W.Weis, "Staat, Partei, Gewerkschaft: Thesen zu Polen", *Links* (Nov. 1980) に帰しているが、同論文は未見である。

6 私見によれば、このような「国家と市民社会の関係」と「国家と社会運動の関係」の同一視、それと関連した、市民社会と社会運動の同一視は、東欧型の市民社会論がはらんでいた大きな問題点のひとつであるが、本稿ではこの点について立ち入って論じることはできない。民主化期韓国の市民社会論にも似たような問題点がみられることは指摘したことがある (大畑 2011b: 68-71)。

て、パーロのモデルは「慎重に」置きかえられ、「二重権力」概念は、「公式組織に並立するような社交場、たとえば出版社や雑誌、大学、独立した労組、労働者協議会、公職者への請願、弾圧されている人々を擁護する協議会などが出現すること」として解釈されるようになった。しかし、アラトーは、ペリカンによって修正された「二重権力」概念も、「連帯」のような大規模で対抗的な社会運動組織の生起にはうまく当てはまらないとする (Arato 1993 : 186)。

いっぽう、「連帯」の出現に直面した西欧社会においては、結成された時点の「連帯」をすでに統一労働者党に次ぐポーランド第2の政党であるかのように見なし、「連帯」がポーランドの政党—国家に対して対抗を試みているとして、そのような対抗関係を単純に「二重権力」状況と呼ぶような傾向があった。

しかし、実際は、この時期の「連帯」が示した「自己限定革命」概念は、パーロ、ペリカンのような東欧の文脈に即した「二重権力」概念とも、西欧的な理解とも異なるものだった。アラトーは、「連帯」のリーダーシップは既存の国家構造、及び国家構造における統一労働者党の指導的役割を所与としたうえで、「新たな漸進主義」(new evolutionism) のプログラムのもとに作動したものとみなす。この考え方に基づき、「連帯」の性格を「国家における政治権力の追求を目的としないゆえに非政治的」だとみる。それを現代の社会運動の特質とみなすなら、「今日の社会運動は、権力を制限し、それを統制し、譲歩に向けてそれを制約するという傾向を有する」(Arato 1993 : 187) ということになる。これこそが「自己限定」的な社会運動の基本的な規定である。

しかし、「新たな漸進主義」を唱えたミフニク

と並んで「連帯」のもうひとりの有力なリーダーであったヤツェク・クーロンは、このような国家権力を制限しようとする傾向は、まさに「政治的な力」としてあらわれざるをえないともみなしていた。「連帯」は「市民社会の新たな水準での独立をもたらす政治的機構」となるというわけである。クーロンは、「連帯」は、単なる「利益代表のひとつの形態」から、「市民社会の法的、制度的な実現」をもたらす代替的な権力へ向けて移行しつつあるとみていた。かれは、ポーランド社会の急進的民主化のみが、国家機構が統制の効かない革命的变化に巻き込まれてしまう(それゆえソ連の軍事介入を招くことになってしまう)のを防ぐ道だと信じていた。そして、そのような民主化は、「連帯」が中心的な役割を取り続けられない限り、遂行不可能であると考えていた。このような考え方に基づくなら、「連帯」の根源的な使命は、「統一を生み出すことではなく、自律的な多様性を確保すること」、言いかえれば、「さまざまなアソシエーション、グルーピング、自主管理を行うさまざまな組織体からなる全体的な宿主(host)としての自己確立を行う」(Arato 1993 : 187) ことになる。

3-2 なぜ「自己限定革命」／「市民社会」だったのか

ポーランド民主化運動における「自己限定性」と言うモデルの採用、言いかえれば「国家権力を求めないで、国家権力からのある程度の自由と、それに対するある程度のコントロールを求めるだけに留めようとする努力」がなされるに至った理由は、ソ連の介入の脅威により、西欧的な議会制国家を志向するのは困難だという消極的な根拠に基づくものだった。その消極的契機ゆえに、ポー

ランドの運動は、西欧でアンドレ・ゴルツやアラン・トゥレーヌといった理論家によって述べられたような「社会の自己組織」というプログラムに基づいて進めざるをえなかった。

では、ポーランドにおいて、どのような経路で「社会の自己組織」はありえただろうか。国家から独立した経済（「市場経済」）に基づいて社会の独立を確立することは不可能だったし、国家の側が社会の独立を推進することもありえなかった。とすれば、社会運動というかたちで組織された市民社会が、自己組織それ自体を目標として設定するしかない。「自己限定革命」を志向する「市民社会」である「連帯」という社会運動は、このようなポーランド社会の対外的・内部的条件に立脚して生まれたといえる。

アラトーは、「国家対市民社会」論文の最初のほうで、ポーランドの民主化運動の意義について次のように書いている。

1976年から80年にかけてのポーランドにおける異議申し立ての理論と実践は（少なくとも）権威主義的社会主義を下からの実践によって構造的に改革しうる可能性を示している（Arato 1993 : 176）。

すなわち、この論文が書かれたと思われる1980年から81年の段階では、アラトーは、ポーランドにおける民主化運動の課題を「権威主義的社会主義」体制の（当面の）存続を前提としたうえで、その体制を下からの努力によって改善することにおいていたことがわかる。民主化運動の進行による権威主義的体制の崩壊というビジョンはこの時点ではアラトーの視野にははいていない。

アラトーは、1980年代初頭の時点で、このようにして生まれた「連帯」という組織は、「ソビエト型社会の新たな二次的段階を制度化した歴史的運動」と「この新たな段階における自由と参加を最大化しようとする社会運動」という、ソビエト型社会における従来の社会運動には見られない2つの画期的な性格を持っていたと見る（Arato 1993 : 227）。しかし、皮肉なことに、歴史と状況はこのようなアラトーの規定を超えて動いていく。ポーランド社会の「二重権力」は、過渡的な状況にとどまり、東欧における「ソビエト型社会」は、ソ連・東欧革命の進展とともに社会類型として消滅していく。したがって、「二重権力」状況が、安定した形で制度化されることはありえなかった⁷。

7「連帯」自身の自己規定もこのような状況の中で変化していく。統一労働者党大会を控えた、1981年7月25日、クーロンは演説の中で、「連帯」は、「国家権力に抗して（中略）組合の利益、社会の利益、国民の利益を守る」ための社会運動だと述べる。これは、「連帯」が守ってきた「自己限定革命」の考え方から大きく踏み出すものであり、統一労働者党との対決戦略をとることを意味する。アラトーは、このような「連帯」の変化、「連帯」が統一労働者党にかわりうる政党となることに批判的であった。アラトーの批判のポイントは次の通りである。

「労働者は社会全体の利益を代表する優越した存在となるというのは、正統派マルクス主義の神話の中でしか言えないことだ。ポーランドにおいて、このようなコースが避けられなかったということは、この社会が持っている深い弱点に由来している。このような社会運動的定式化が採用されたときにすでに、「連帯」を政党として再定義しようとする雰囲気は濃厚に広まっていた。[かつての]クーロンが述べた革命の自己限定というものは、必要であるばかりではなくよいことでもあるのだということ、社会運動が政党になり、その政党が国家権力を取ってしまったら、社会はその組織と防衛手段を失ってしまうことになるのだということ理解していた人は、組織の中にはほとんどいなかった。」（Arato 1993 : 229）

4 1980年代半ば——「自己限定」の困難と「市民社会復権」の逆説

「ポーランドにおける反対の民主的理論——規範的意図と戦略上のあいまいさ」（『民主的理論』第10章）は、ノートルダム大学ケロッグ研究所の研究報告書として1984年に公刊された。その原形は「批判的社会理論としての新しい民主主義理論——ポーランドにおける反対のプログラム、1976・82」と題されたより大部の草稿だったと言う。

原形の副題に示された期間、ポーランドの民主化運動の情勢はだいたい次のように推移した。1976年、「連帯」の前身となる「労働者擁護委員会」（KOR）が結成。1980年夏、食肉値上げをきっかけとして抗議デモが全国に広がり、「連帯」運動史上、象徴的な意味を帯びるクダンスクのレーニン造船所でのストライキが行われる。9月、レフ・ワレサを委員長として「連帯」が発足。翌81年も全国的にストが続く中、統一労働者党第一書記となったヤルゼルスキは、12月、戒厳令を布告して、「連帯」の主なリーダーたちを逮捕。さらに82年10月の新労組法によって「連帯」を非合法化する。同年12月、戒厳令は形式的には「停止」されるが、実質的な戒厳状態が続く。

このような同時代史的な文脈を念頭に置きつつ、アラトー（Arato 1993：243）はKORの理論を東欧における「マルクス主義思想史」と「民主主義理論史」の双方の伝統において、最も影響力を持ち、洗練されたものとして評価する。にもかかわらず、1980年代初頭までの「連帯」の軌跡は、この理論が、ある種の戦略上のあいまいさを内包していることを明らかにした。ポーランド民主化運動が提唱した市民社会論とは、基本的に「規範的に基礎づけられた、行為に関する民主的理論」な

のだらう。それを、（民主化運動との相互作用により）「更新された」全体主義に関する包括的理論へと、いわば無理に格上げしようとしたことからこのような「戦略上のあいまいさ」が生じたのではないか。この論考でアラトーが述べようとしていることの大意はこのようなものであろう。

クーロンやミフニクといったKOR時代からのリーダーたちは、1956年のハンガリー革命や1968年の「プラハの春」は、社会システムを全体的に変えようとしたために失敗したとみていた。アラトー（Arato 1993：248）は、ポーランドの民主化運動が自らの目標を市民社会の復権（ないし再建）として示したのは、そのような失敗を避けるためだったと指摘する。「市民社会復権」を語ることは、言い換えれば、国家体制の中心となる原則は変えなくても（権威主義的国家体制のままでも）社会全体を民主化することは可能だと語ることだったのだ。このような論議の前提として、民主化とは複雑で長期的な過程であり、国家が完全に民主化されるのはその最終段階においてだという認識がある。国家体制の変革やそのための権力の奪取という課題を封印し、社会の民主化のほうだけに焦点を絞る。しかし、このビジョンが現実味を帯びえるかについて、次の3つのような難問が関わってくる。(1)国家と社会の境界線をはっきりと引くことができるのか、(2)異なった組織原理を有する国家と社会という2つの領域のあいだにある種のバランスを保つことができるのか、(3)国家の領域のみに限定されるにせよ、体制、つまり社会主義のアイデンティティを維持することができるのか（Arato 1993：249）。

KOR-「連帯」が提起したさまざまな戦略は、上の(1)から(3)の問題をクリアしつつ、社会の民主化を成就するためのものであったとアラトー

(Arato 1993 : 249) は主張する。それらの中で最も代表的であり、重要なものが、(A)ミフニクによる「新たな漸進主義」と、(B)クーロンによる(狭義の)「自己限定革命」だった⁸。

(A)と(B)は、方針上の2つの共通点を持っていた。それは、第1に(国家権力の奪取ではなく)社会制度上の解放に力を集中すること、第2に外交・軍事に関しては統一労働者党のヘゲモニーを認め、それに対して譲歩することであった。しかし、それ以上に(A)と(B)には違いも大きかった。

ミフニクもクーロンも動揺期にある権威主義的国家社会主義体制の下、流動的な状況下で言論統制や自らの発言がもたらす政治的影響力を考慮して活動した活動家であり、かれらの発言が状況によって変化するものであることは念頭に置かねばならないが、アラトーは(A)と(B)の違いを、あらまし以下の(1)~(5)のように対比している(Arato 1993 : 249-250)。

(1)運動の組織化の進め方。「新たな漸進主義」が(体制の即時的な打倒を目指すのではないにせよ)社会から国家に対して圧力を行使することができる組織的センター作りを目指すのに対し、「自己限定革命」は国家とのあいだに距離をおく「自己組織的な市民社会」、ないし新たな社会システムの構築に関心を集中させる。

(2)合法化。「新たな漸進主義」が既存の運動組織と地下出版の合法化の重要性を強調したのに対し、「自己限定革命」は(少なくとも、統一労働者党大会が開かれ、「連帯」の第1回全国大会を目前にした1981年夏までは)この点をあまり強調しなかった。

(3)体制との妥協と体制への圧力行使。「新たな漸進主義」は、運動組織が行うこの両面の意義を重視する。これに対して「自己限定革命」は、妥協に関しては(少なくとも、1981年夏までは)あまり言及せず、体制に圧力をかけるというよりも体制を「回避」して物事を達成する道を探ろうとした。

(4)対ソ連関係。1960年代のハンガリー、チェコスロバキアの民主化運動の教訓に立脚するなら、東欧で民主化を進める上での大前提はソ連による軍事介入をいかに防ぐかであることに議論の余地は無い。ミフニクは、この点を非常に憂慮し、ソ連による軍事介入の可能性を低めるために、ソ連の指導部とポーランド国民が「共通の利害」を有するとの発言さえしたと言う。これに対し、クーロンは軍事介入の可能性についてより楽観的であった。かれは、ポーランドの経済状況が好転すればソ連もそのことにより利益を受けるわけで、それによってポーランドがもはやソ連型システムでは運営できないと認めるはずと考え、ソ連側にも大きな損害をもたらす軍事介入や戦争といった手段に訴えることはないと考えていたようである。

(5)ポーランドの今後のビジョン。「新たな漸進主義」は、運動組織による国家への圧力を強調するが、それによって実現しようとしていたのは、新たな、より社会的に開放された型の権威主義的国家社会主義だと思われる。これに対し、「自己限定革命」は、クーロンが明言したように、ソ連・東欧の国家間システムにおける、ポーランドの「フィンランド化」、言い換えれば、ソ連「帝国」

8 アラトー (Arato 1993 : 249) は単に「クーロンによる『自己限定革命』」と書いているが、3-1でみたように「自己限定革命」のもともとの考え方はミフニクの「新たな漸進主義」も内包するものだったとみなすべきではないか。その点を明確にするため、ここでは「(狭義の)『自己限定革命』」とした。

の全体的な構造の中で「例外」となる社会づくりを目指すものだった。

ミフニクによる「新しい漸進主義」もクーロンによる「自己限定革命」も、ポーランドにおける「市民社会復権」という課題の遂行に際して生じる国家と社会との境界線設定と両者間のバランスの維持、さらに社会変革の中での国家（体制）アイデンティティの護持という問題に、異なったやり方で答えようとするものだった。しかし、両者の課題がKOR-「連帯」内部に明確に区別されないままに併存したことが、アラトーの言う「戦略上のあいまいさ」（Arato 1993：243）につながった。

アラトー（Arato 1993：250-251）は、1980年代初頭の「連帯」の歴史に「自己限定革命」完遂の困難を見出す。ミフニクを抑えて、クーロンが「連帯」のリーダーシップを握ったことにより、「自己限定革命」の進行を怖れた体制側は、「自己組織的な市民社会」を明白に解体する戦略をとろうとする。このような体制側の硬化の中、「連帯」の構成員内部からは、「自己限定」の放棄を望む声が出はじめる。そのような情勢下で、クーロンの戦略は、「新たな漸進主義」と接近していき、運動と体制間の妥協を強調するようになる。そうすると逆に運動内部では統一労働者党との妥協を非難する声、当時の状況下では明らかに実現不可能であった「非限定的な」革命を望む声（多くは、「独立ポーランド同盟」（KPN）のような右派グループからの）が大きくなっていき、民主化運動の方向性は漂流し始める。

アラトーは、このようなポーランド情勢の混迷に、次のような「市民社会復権」の逆説を見出そうとする。

（アソシエーション、抗議活動、公共の場での表現等の）多元性の合法化と制度化、国家の浸透からその多元性を守ることは、今後の重要な課題として残されている。この意味での市民社会の再建は規範的な重要性を有する。しかし、このような再建の達成のためには、実際にプログラムが進むにつれだんだん成り立ちにくくなるであろう社会の完全なまとまりが必要とされるのである（Arato 1993：252。傍点は原文のイタリック）。

言いかえれば、市民社会復権とは、全体主義国家の単一性を超え、アソシエーションの多元性、多様性を確保しようとする試みである。ところで、多元性、多様性の創出のためには、その試みを進めることに関しての合意、まとまりが必要である。しかし、多元性の拡大は、むしろ社会のまとまりを減じることにつながってしまうというのである。この逆説は、1980年代初頭のポーランドという文脈を超え、市民社会を様々なアソシエーションのネットワークとしてとらえようとする現代の市民社会論が直面する本質的な難点をも、指し示しているように思う。

アラトー（Arato 1993：252-255）は、全体主義の理論、言いかえれば全体主義的国家に抗するためには、社会の中のすべての力が、考え方や利害関係の違いを超えて結びつかなければならないとする規範的な要請がこの難点を克服するために有効だったとしつつ、民主化論においてはソ連・東欧型の全体主義が不適切に概念化されていたことに問題点を見出そうとする。ただ、筆者自身は上述の市民社会復権の逆説の含意を、それが対峙する全体主義の概念の問題に還元しようとするかにみえるアラトーの論議に若干の疑問を覚える。

ここでのアラトーの論議は、「連帯」の中に存在していた「戦略的あいまいさ」に注目しつつ、民主化移行期を経て、ポスト民主化に至る市民社会論のより本質的な課題の所在を示唆しているのではないか。

5 1980年代末～90年代初頭——「自己限定革命」の継続／終焉(?)と市民社会「論」の定式化

1980年代末から1990年代初頭にかけて、東欧の民主化と市民社会に関するアラトーの論議にはかなりの変化が生じる。それは言うまでもなく、1985年のゴルバチョフのソ連共産党書記長就任とそれに続くペレストロイカから1989～90年のソ連・東欧革命に至る、一連の大変動による。後者の時期、ポーランドでは、円卓会議が開始され、「連帯」の復権と国会議員選挙における大勝、さらにはレフ・ワレサの大統領当選による「連帯」の政権獲得と言う変革が続く。

アラトーは、この時期の論考「社会理論、市民社会、権威主義的社会主義の転換」（『民主的理論』第12章）及び「革命、市民社会、民主主義」（同第13章）に至って、東欧の民主化における1970年代と1980年代の基本的な前提条件の違いをはっきりと認める。1970年代半ば、ポーランドにおける急進的改革と市民社会の再建というプロジェクトの始まりの時点においては、共産主義政党による上からの改革は終わりを告げ、かと言って既存のシステムをくつがえすような急進的な革命は不可能というのが論議の大前提だった。ところが、1980年代後半になると、ソ連におけるペレストロイカは、ポーランド、ハンガリー、バルト海沿岸諸国などの周辺諸国にも影響を与えていく。このような状況の変化に伴い「市民社会復権」という

プログラムを有する意味がどう変わったのかが問題となる。

このような変化を踏まえたアラトーの次のような言明は1970～80年代東欧における市民社会論と「自己限定革命」という理念の1つの到達点を示しているように思われる。

解放という概念を自己限定という概念にリンクさせることは、社会の動きを、新たなかたちで統一された国家権力に転換することを避けるのを意味するだけではない。官僚制と経済合理性を抑えて、民主的な調整の原理をすべての領域に課そうとまではしないことを意味する。原理主義的なプロジェクトは、社会の制御、生産性、そして統合を損ってしまうという教訓を、市民社会に根ざす運動は革命の伝統から学んできた（Arato 1993 : 299）。

すなわち、「市民社会」は「国家」に取り代わろうとすることを自己規制するだけでなく、官僚制や市場に対しても「民主化」という目標を押しつけることを避けると言うわけである。

しかし、1989年の東欧革命は、むしろ否応なしに、市民社会の側に対してこのような自己限定の放棄を迫って、機能不全に陥り、解体に直面している権威主義的国家の代替的機能を果たすことを促すものではなかったのか。この意味で、1989年の革命をどんな種類の「革命」としてみるかが重要になる。アラトーにとってこの課題の十全な遂行は、『市民社会、政体、正統性』（2000年）に収められた諸論考まで保留されることになり、『民主的理論』の段階ではまだ暫定的な展望を述べるにとどまっている。ただウルリッヒ・ブレウスによる「社会革命」を特徴づける2つの要素——「あ

る主権を他の主権に置きかえることによる急激な破裂 (radical rupture)」と「極端な場合、内戦のかたちをとりうる、敵の排除」——を引き、1989年の東欧では、ルーマニアを例外として、このような要素はがいてみられなかったこと、したがって東欧革命を「従来型」の革命への回帰とみなすべきではなく、東欧民主化を特徴づけてきた「自己限定革命」の枠内にとどまっていることを指摘している。「市民社会に根ざす『自己限定』革命の時代は終わってはいない。市民社会は、新たな国家権力が頼りがちになる、暴力的で超法的な手段を行使するよりはむしろ、かつての権力者に対し、公開的討論と既存の法的制度と言う自らの方法を用いつづけている」(Arato 1993: 302) というのが、東欧革命の中に継続する「自己限定性」を見出そうとするアラトーの評価である。

興味深いことに、革命の進行につれポーランドなど東欧の「市民社会」がむしろその実体を失っていくかにみえる変化と軌を一にするように、アラトーは、その輪郭がおおよそ確定した東欧型の市民社会論をより大きな文脈に位置づけ、一般化、総合化を図ろうとするようになる。

総合化、一般化の試みは、第1に、従来の(古典的な)市民社会論との対比を通じてなされる。アラトー (Arato 1993: 273-274) は、ラインハルト・コゼレック『批判と危機』(Koselleck 1979 (1959) = 1989) における「フランス啓蒙思想期の社会的危機」の定式化に注目する。コゼレックによれば、専制的国家体制下の、(法律上は) 私的な領域において公的生活の新たな形態が構築される。この新たな社会的領域は国家から分出したものであり、このようなかたちで「市民社会と国家の二重化」が生じたとされる。

アラトー (Arato 1993: 274) は、東欧型市民社会論の骨子は、このようなフランス啓蒙思想期における市民社会論と非常によく似ていることを認める。だとすれば、現代の運動行為のメタファーは、すでに古くなっている「市民社会」のイメージを、現在ないし未来に投影しようとする見込みのない試みなのではなかろうか。

アラトー (Arato 1993: 275) は、このような疑問を踏まえ、古典的市民社会論の定式化に関する2つの根本的な疑問を取り上げる。第1の疑問は、国家と社会は本当に分離しうるのか、その両者は融合しているのではないかという市民社会の「分離モデル」に関する問題点であり、第2の疑問は、市民社会を構成するとされる、多面的で相互に異質な要素を「(市民)社会」として一括するのははたして妥当かと言う、市民社会の「統合モデル」に関する問題点である。第1の「分離モデル」に関する疑問は、カール・シュミットにまでさかのぼるものであり、第2の疑問点はニクラス・ルーマンによる市民社会批判の核心である。

アラトー (Arato 1993: 275) は、このような市民社会論に対する「分離モデル」「統合モデル」双方の側面からの批判をともに克服するための枠組みとして、ハーバーマスの「システム—生活世界」論を参照すべきと述べ、このような市民社会論への批判に応える反批判を、コーエンとともに『市民社会と政治理論』の第Ⅱ部で展開する。

ある意味、このような疑問点に対するアラトーの「答え」以上に重要と思われるのは、アラトーが市民社会論を論じる様式の変化である。市民社会論は東欧の民主化に関する特定の歴史的状況と実践的課題からいちおう切り離され、西欧の論者の「理論的」論議の中に位置づけられようとしている。アラトーによる東欧型市民社会論の一般化、

総合化の試みは、さらに「南」の理論との対比、照合へと向かう。アラトーは、東欧型市民社会論の大きな理論的功績は（西欧マルクス主義ができなかったようなかたちで）グローバルな理論的統合がなされたところにあると主張する。「市民社会」というひとつの概念によって「ソビエト型国家社会主義の根源的な改革に向けての闘争」と「南における官僚的権威主義からの転換」と「既存の民主主義をさらに民主化しようとする西欧の新しい型の運動」をともに主題化することが可能になったとされる。言いかえれば、アラトーは、新しい型の市民社会論、1980年代における「市民社会復権」の理論的意義を、東欧におけるコワコフスキ、ミフニク、クーロンらの、南に関するフェルディナンド・カルドーソ、ギジェルモ・オドンネル、フィリップ・シュミッターらの、そして西欧におけるトゥレーヌ、ハーバーマス、オッフエらの論議を相互に結びつける、普遍性の高い枠組の成立にみようとする（Arato 1993 : 296）。いささかシニカルに響くかもしれないが、東欧革命という世界を驚かせた大革命のドラマの陰で、「自己限定革命」というもうひとつの革命の理念は見失われがちになり、それと軌を一にして、新しい型の市民社会「論」が一般化する。

6 おわりに——アラトーのポーランド民主化運動論を通してみる「市民社会復権」の理論的意義

1980年代の世界的な「市民社会復権」のプロセスは、しばしば次のように説明される。「市民社会」(civil society)は西欧政治思想史において長い伝統を有する概念だったが、19世紀後半以降、理論的生産性を失った常套句と化していた(平田清明, 内田義彦らによる市民社会論の隆盛をみた戦後日

本はその意味でやや特殊だったと言えるかもしれない。)ただ、1980年代に入り、ヨーロッパ、中南米、その他の第三世界などでさまざまな社会運動と結びついて「市民社会」概念のとらえなおしが言われ始めた。キーンは、1980年代における「市民社会復権」の起点の所在を次のように指摘する。

なぜ今日のヨーロッパで市民社会と国家という古いテーマがルネサンスを迎えているのだろうか。たぶん中東欧について考えるのが最もわかりやすいだろう。ポーランド、東ドイツ、ユーゴスラビア、チェコスロバキア、ハンガリーのような一党制の国々において、とりわけそれらの国々における民主的な反対運動をめぐって、それらのシステムをトップダウンの方式で改良しようとした共産主義者の試み（中略）が明らかに失敗したことによって、市民社会と国家という主題に関する知的、実践的関心が高まった（Keane 1988 : 2）。

このような1980年代の東欧における市民社会の問い直しは、前述したように、西欧の理論家の業績から示唆を受けつつも、その後の欧米や世界の他の地域における「市民社会復権」に影響を与えたとされる。だが、本当にこの時期の東欧における市民社会の問い直しの論理の核心は、その後の世界各地における実践や理論構成の中で適切に理解されてきたと言えるだろうか。

本稿では、アラトーのポーランド民主化運動に関する同時代記録的な論考の論旨をあらためて追うことで、1980年代のポーランドにおける「市民社会と自己限定革命」の論理の再構成を行った。本稿の3節から5節で再構成されたその論理の要点をまとめると次のようになる。

1 (3節) 自己限定的な社会運動とは、国家における政治権力の追求を目的としない社会運動のことである。この運動は、自らの権力を制限し、国家への譲歩に向けて制約する代わりに、国家権力からのある程度の自由とそれに対するある程度のコントロールを求める。その実体は、さまざまなアソシエーションやグルーピングからなるつながり、さらに言えば、そのようなつながりを成り立たせるための「宿主」である。つまり、1980年代ポーランドの市民社会論の核心は、自己限定的な社会運動というかたちで組織された市民社会がさらなる自己組織自体を目標として設定することにあった。1980年代初頭の時点では、このような自己限定的な社会運動は、権威主義的社会主义体制と対決して、それを崩壊させるものではなく、むしろ下からの実践によってそれを「改革」するものとして考えられていた。

2 (4節) しかし、ポーランドにおいては、上のような市民社会をベースとした民主化運動論は、大きくみて、ミフニクによる「新たな漸進主義」とクーロンによる(狭義の)「自己限定革命」の2つの路線に分かれていた。中心的運動組織であった「連帯」において、よりラディカルな「自己限定革命」路線が支持を得たため、それを警戒した体制の民主化運動の弾圧の強化、運動指導部の体制側との妥協の模索、運動内部における体制との全面的対決、すなわち「自己限定」の放棄を望む分派の登場などの、複雑な変化が生じ、「自己限定革命」という主張は、「戦略上のあいまいさ」を帯びることになってしまった。そのことは、1980年代の市民社会論に関する本質的な逆説の存在を意味した。ポーランドにおける市民社会復権とは、言いかえれば、全体主義国家の単一性を超え、アソシエーションの多元性、多様性を確保し

ようとする試みであった。しかしそのような多元性の拡大により、社会のまとまりは減退してしまっただけである。

3 (5節) (2で述べられた、市民社会復権の逆説は、結局、解消されないままに) 1989から90年の東欧革命により、市民社会=社会運動は、実質的に「自己限定」を放棄し、権威主義的国家的代替機能を果たすことを余儀なくされた。アラトーらは、東欧革命とその後における「自己限定」の理念の存続を主張しようとしているが、そのような主張が論証されたか/されうるかは、現時点では未知数である。もうひとつ皮肉なことに、東欧における「自己限定革命」が一段落するとともに、「東欧における新しい型の市民社会論」は、地域固有の実践的文脈からある程度切り離され、西欧の「新しい社会運動」や、中南米やその他の第三世界の民主化運動における実践を比較可能とする「(より一般的な)理論」としての位置づけを強調されるようになってきた。

もちろん、一口に「東欧」と言っても、各国の歴史的、経済的、地政学的条件の違いにより、生じた変化のあり方はかなり異なる(南塚・宮島編 1990 ; 三浦・山崎 1992)。本稿が検討材料としたポーランドの民主化運動過程に関しても、当然、立場によりさまざまな見方がありうる。以上まとめたのはアラトーというひとりの理論家のポーランド民主化運動に関する叙述を、「市民社会論」が構成されていく過程の明細化に焦点を置いて再構成し、筆者からの若干のコメントを付したものに過ぎない。

1980年代ポーランドにおける市民社会論の形成過程が、世界の他の地域における理論や実践にどのようなインパクトをもたらしたのか、また2010年代現在という時点の世界における一連の社会運

動——具体的に言えば2011年に生じた中東革命、アメリカ合衆国の「ウォール街を占拠せよ」運動、日本の福島原発事故による脱原発運動など——について考えるうえでいかなる含意を用うるかは大きく重要な問題であり、それを扱うために本稿に与えられた紙数はすでに尽きかけている。ここでは、本稿冒頭に引いた植村（2010）に関する第1から第3の指摘について、第1と第2の指摘についてはまとめて簡単に答え、第3の指摘についてはやや詳しく述べることで結びに代えたい。

まず第1と第2の指摘に関して。1980年代のポーランドにおける市民社会の問題化は、「政治的国家と市民社会の分離」に着目して、「社会的な力」と「政治的な力」の再結合への道を暗示する（初期）マルクスの定式化の適用としてのみ説明できるものではない。マルクスには社会運動（ないしは「革命」）の自己限定性を肯定的に評価するような視角も、自己限定的に自己組織を行う社会運動を市民社会と同一視する観点も明示的にはみられない。「自己限定的な社会運動イコール市民社会」という定式化の源泉は、マルクスの思想的文脈よりむしろ、権威主義的社会主義体制下のポーランドにおける、マルクス主義には還元されない要素も含む、民主化運動の実践それ自体にも求められるべきである。

第3の指摘は重い。このような「自己限定革命としての市民社会論」の意義はどこにあったのか、あるのかということだ。ふたつの異なった面から答えておきたい。ひとつは、「自己限定革命論としての市民社会論」が唱えられ、一定の実践的意義を有した、特定の歴史的・社会的状況からその言説を切り離し、いわば「市民社会の一般理論」であるかのように単純化したかたちで過大評価す

るのは、つつしむべきであろう。本稿でみたように、ポーランドにおける自己限定革命論は、もともと権威主義的社会主義体制の崩壊も、それへの対抗も、その内発的な改革も、国家から独立した市場の活性化による状況改善の展望も、国家の側が市民社会の独立性を認めていくことも、すべて望み薄という、まさに八方塞がりの状況の中で「可能性のあるのはこれしかない」という、いわば「消去法」によって定められた戦略だった。そのような社会主義下東欧の特殊な条件を無視して、議論のなかみだけを取り出し、異なった条件下にある世界の他の地域の社会運動、市民社会に適応しようとするような試みは、控えめに言っても不毛である。

その一方で、東欧革命がもたらしたものは、結局、資本主義の絶対性に対する確信、それを変革しようとするあらゆる意図の否認に過ぎなかったのだというような見方も、東欧革命下の市民社会はすでに体制化し「消滅」してしまった一時的な仇花でしかなかったというような総括もまた一面的に過ぎよう。ポーランドの民主化運動に基づくアラトーの分析は、「市民社会の自己限定と自己組織」から「国家と市民社会の相互的限界設定」（栗原が示唆したような、そこからのさらなる展開としての「社会運動による市場と官僚制の限界設定」、同時に「市場と官僚制に対する社会運動の自己限定」）へという新たな運動論—変革論の展望をもたらすものであった。それは、社会運動過程を「権力」と「挑戦者」の間のゼロサム的な関係として、誤解を恐れずもっと普通の言い方で言えば、社会運動を「闘い」としてとらえ、その結果を「勝ち負け」、「成功／失敗」で示すような運動論の枠組が理論的には1980年代の時点で既に終わったこと示すものではなかったのか。自己限

定革命論の含意は、マルクス主義的伝統をより重視する、本稿とはやや異なる思想系統に属するジョン・ホロウェイ (Holloway 2005=2009) のような現代の運動論の一部にも、間接的な影響を与えているように思われる。

本稿の知見の社会運動論、市民社会論一般の中での位置づけは、あらためてより考え抜いたかたちで扱わなければならないだろう。それとともに、アラトーの社会理論の理解に固有のより限定的な課題—本稿で扱ったポーランド民主化運動論と「市民社会と政治理論」で体系的に展開されるコーエンとアラトーの市民社会論の関連づけ、またそれらのアラトーのより最近の研究課題である「政体形成論」との関連づけも同時に今後の課題ということになる。

文献

- Arato, A., 1978, "Introduction by Andrew Arato (Part I Political Sociology and Critique of Politics)", A.Arato and E. Gebhardt, eds., *The Essential Frankfurt School Reader*, Basil Blackwell, 3-25.
- , 1989, "Introduction", .F.Fehér and A. Arato, *Gorbachev: The Debate*, Polity, 1-19.
- , 1993, *From Neo-Marxism to Democratic Theory: Essays on the Critical Theory of Soviet-Type Societies*, M.E.Sharpe.
- Bryant, C.G.A., 1993, "Social Self-Organization, Civility and Sociology: a Comment on Kumar's 'Civil Society'", *British Journal of Sociology*, 44 (3): 397-401.
- Cohen, J., and A.Arato, 1992a, *Civil Society and Political Theory*, MIT Press.
- , 1992b, "Politics and the Reconstruction of the Concept of Civil Society", A. Honneth, et al., eds., *Cultural-Political Interventions in the Unfinished Project of Enlightenment*, MIT Press, 121-142.
- Ehrenberg, J., 1999, *Civil Society: The Critical History of an Idea*, New York University Press. (=2001, 吉田傑俊監訳「市民社会論—歴史的・批判的考察」青木書店.)
- Habermas, J., 1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zur einer Kategorie der Bürgerlichen Gesellschaft*, Suhrkamp. (=1994, 細谷貞雄・山田正行訳 [[第2版] 公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探究] 未来社.)
- Hollaway, J., 2005, *Change the World without Taking Power*, rev. ed., Pluto. (=2009, 大窪一志・四茂野修訳「権力を取らずに世界を変える」同時代社.)
- 形野清貴, 2000, 「民主主義と市民社会—コーエン／アラトーの「市民社会」論に関連して」『大阪経済法科大学法学論集』49: 37-67.
- Keane, J., 1988, "Introduction", J.Keane, ed., *Civil Society and the State: New European Perspectives*, Verso, 1-31.
- Koselck, R., 1979 (1959), *Kritik und Krise: eine Studie zur Pathogenese der Bürgerlichen Welt*, Suhrkamp. (=1989, 村上隆夫訳「批判と危機—市民的世界の病因論のための一研究」未来社.)
- Kumar, K., 1993, "Civil Society: an Inquiry into the Usefulness of an Historical Term", *British Journal of Sociology*, 44(3): 375-395.
- , 1994, "Civil Society Again: a Reply to Christopher Bryant's 'Social Self-Organization,

Civility and Sociology'”, *British Journal of Sociology*, 45(1):127-131.

栗原彬, 1996, 「<やさしさ>の闘い——社会と自己をめぐる思索の旅路で」新曜社.

栗田宣義, 1993, 「社会運動の計量社会学的分析——なぜ抗議するのか」日本評論社.

南塚信吾・宮島直機編, 1990, 「'89・東欧改革」講談社現代新書.

三浦元博・山崎博康, 1992, 「東欧革命」岩波新書.

大畑裕嗣, 2010, 「『国家／市民社会』問題再設定のためのノート——K.クマーとC.プライアンの論争を手がかりに(1)」『明治大学心理社会学研究』6: 1-15.

——, 2011a, 「『国家／市民社会』問題再設定のためのノート——K.クマーとC.プライアンの

論争を手がかりに(2)」『明治大学心理社会学研究』7: 1-15.

——, 2011b, 「現代韓国の市民社会論と社会運動」成文堂.

Peruzzotti, E., and M. Plot, 2013, “Introduction: the Political and Social Thought of Andrew Arato”, E. Peruzzotti and M. Plot, eds., *Critical Theory and Democracy: Civil Society, Dictatorship, and Constitutionalism in Andrew Arato's Democratic Theory*, Routledge, 1-26.

杉山光信, 2008, 「市民社会論から栗原社会学へ」『社会学評論』59(1): 57-74.

植村邦彦, 2010, 「市民社会とは何か——基本概念の系譜」平凡社新書.

Civil Society and Self-limiting Revolution : Reconsidering the Polish Democratization Movement Theory of Andrew Arato

Hiroshi OHATA

ABSTRACT

The purpose of this paper is to reconsider the theoretical significance of the “restoration of civil society” in Poland during the 1980s by examining the Polish democratization movement theory of Andrew Arato. In Japan, Arato is mainly known as one of the co-authors of *Civil Society and Political Theory*. Series of his essays on the Polish democratization movement and the importance in understanding the new type of civil society argument are almost neglected. The complex and dynamic constellation in “self-limiting revolution” and “civil society” in Poland before and under the East European Revolution becomes apparent through the reconstruction of the main points of the essays. It is revealed that the core thesis of the Polish democratization movement exists in the further self-organization of civil society organized as a self-limiting social movement. At the same time, this discussion sheds light on somewhat of its paradoxical situation concerning the “restoration of civil society” and the theoretical formalization of the new type of civil society argument in the 1980s.

Keywords: Civil Society, Self-limiting Revolution, Democratization Movement